

新潟県選挙管理委員会規程第9号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年10月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
燕市	(略) 地域密着型特別養護 老人ホーム ときわ燕 特別養護老人ホーム 燕愛宕の園	(略) 燕市上児木390番地 燕市東太田1066 番地5	燕市	(略) 地域密着型特別養護 老人ホーム ときわ燕	(略) 燕市上児木390番地
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。